

# 月刊 建設

2023  
Vol.67 2

特集 社会資本の戦略的な維持管理  
～持続可能なインフラメンテナンス～



安満遺跡公園(大阪府高槻市)  
広大で緑豊かな

一般社団法人 全日本建設技術協会  
Japan Construction Engineers' Association

## 公共工事の契約変更に見る 国内外の相違点



きのした せいや  
木下 誠也\*

公共調達について、最近では契約変更の問題に関心が集まっているように思われます。これは、平成5年の入札契約制度改革以降、入札方式を従来の指名競争入札から一般競争入札へ大きく転換してから競争が激化して受注者が適正な利益を得にくくなったことが影響していると思われれます。採算が厳しい状態で落札するので、せめて設計変更で増額となる場合はきっちり支払ってほしいという受注者の切なる思いの表れではないでしょうか。

契約変更に関する受注者からの不満として、「実施工に合わせた積算がされない」、「変更の対象になるかわからないまま施工せざるを得ない」、「予算の制約で変更してもらえない」、「新たな工種の追加工事に当初落札率が適用される」といった声がしばしば聞かれます。海外においては、受発注者間の相互不信頼があるため、受注者が契約管理に習熟していないと発注者が負担すべき費用が支払われないというトラブルが生じやすいのですが、わが国ではそれ以前の会計法や地方自治法といった入札契約制度に問

題があると思われれます。では国内外でどのような相違点があるのでしょうか？

第一に、そもそも当初の契約価格の決め方が異なります。わが国では、入札は、発注者が定める契約価格の上限である予定価格や下限に相当する調査基準価格または最低制限価格を推測して行います。元請が落札したうえで下請価格、そして末端の労務賃金へと上流から下流へ価格が決まります。一方、海外の多くでは、入札は、実際に施工に要する費用をもとに行います。下請を用いる場合は、元請は入札前に下請業者を選定して下請費用を決めるのが普通です。労務賃金については、欧米主要国では、ユニオン協定等により職種別・習熟度別かつ地域別にきめ細かく基準賃金が決まっています。米国では連邦工事等については、Davis-Bacon法によって詳細に基準賃金を規定しています。下流から上流に向かって価格が決まるので、契約変更も「実施工に合わせた積算」がベースとなります。わが国のような予定価格がないので「追加工事に当初落札率が適用される」こともありません。

\* 三本大学 危機管理学部 教授

第二に、支払い方式が異なります。わが国では多くの場合、工事着手時点で契約価格の40%までの前払いがあり、工事完了後に残額を支払います。中間前払いを行う場合は契約額の20%以内です。海外の多くの国ではこのような制度はなく、出来形部分払いが基本です。米国や英国では毎月単位、ドイツでは2～3週間ごとに支払います。わが国でも出来形に応じて部分払いをすることがありますが、数カ月以上という長い間隔です。海外では短期間で出来形部分払いを行うことによって、発注者から元請、さらに下請へとキャッシュフローが良好になり、受発注者双方がコストや工程などを総合的にマネジメントすることで工事の品質確保、生産性向上に繋がります。「実施工に合わせた積算」を受発注者が共有することができます。

第三に、わが国の会計法や地方自治法には交渉が規定されていません。会計法の下にある**予算決算及び会計令**は、随意契約によるるときは、あらかじめ一般競争の手続に準じて予定価格を定めなければならない(第99条の5)としています。つまり、契約相手が一者であっても、予定価格を定めて入札に付すのです。契約変更の際も発注者が変更増減の予定価格を定めて入札に付します。海外では、法令に交渉を規定していない国は見当たりません。米国のFAR(連邦調達規則)では入札契約方式として封印入札(Sealed Bidding、わが国の一般競争入札に類似)と交渉契約(Contracting

by negotiation)の大きく2つの方式を定めており、契約変更については、当初契約が封印入札であっても交渉契約を用いることとしています(FAR 15.400)。制度上、「変更の対象になるかわからない」とか「予算の制約で変更してもらえない」ということはなく、交渉することが基本です。

第四に、入札者に提出を求める書類が異なります。海外では契約を履行する能力を有するかどうかを確認できるよう工事費内訳書や工程表、施工計画書などが求められます。わが国では平成26年の入札契約適正化法改正によって工事費内訳書の提出が義務付けられましたが、これはダンピング防止や談合防止のためです。最低価格(総合評価の場合は最高得点)の入札が発注者が定める上下限の範囲内であれば自動的に落札となります。わが国では工事着手前にこれら書類の提出が求められますが、「実施工に合わせた積算」を共有できるものではありません。

わが国の入札制度にはこのような問題があるために、冒頭で述べたような受注者からの不満が生じています。入札制度の弊害を防止するため、契約約款のほか適正な設計変更ガイドラインを定めて運用を徹底することが当面重要ですが、本質的な問題として前述した4つのポイントについて改善策を検討する必要があります。